

# 市街化調整区域において 再生可能エネルギー発電設備を設置される 事業者の皆様へ説明会開催のお願い

本市では、本年4月に「足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を施行し、設置事業者の責務として、近隣住民及び該当自治会との良好な関係を保たなければならないと規定しています。

そのためには、近隣住民等に対して、事前に事業計画の説明を行い、事業の実施について、十分に理解をしていただくことが必要と考えます。つきましては、設置事業者の皆様には「再生可能エネルギー発電設備設置事業の地元説明会に関する指導要綱」に基づき、説明会の開催をお願いします。

## 《 指導要綱 概要 》

- 1 説明会は、事業開始前に開催してください。説明会の日時、会場、通知方法、対象区域は、当該自治会長へ報告してください。
- 2 説明会では次の内容を説明してください。
  - (1) 事業計画の概要（設置事業者、工事施行者、施行区域、設備の概要、スケジュール等）
  - (2) 事業施行中及び完了後の責任者の緊急連絡先
  - (3) 地域周辺に及ぼす影響
- 3 事業に関する各課の許認可及び届出等の手続きを行う際には、「説明会結果報告書」（裏面の様式）に次の書類を添えて報告してください。
  - (1) 説明会の会議録
  - (2) 説明会で配布した資料
  - (3) その他必要と認める書類
- 4 説明会に関して、関係法令、条例又は規則に規定されているときは、その規定に従ってください。

## お問い合わせ先

条例・要綱に関すること	都市政策課	☎0284-20-2168
土砂の埋立てに関すること	環境政策課	☎0284-20-2152
森林伐採に関すること	農林整備課	☎0284-20-2164
道路・水路に関すること	道路河川保全課	☎0284-20-2262
農地転用に関すること	農業委員会	☎0284-20-2238

宛て

住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者の氏名）  
電話番号

説明会結果報告書

再生可能エネルギー発電設備設置事業の地元説明会に関する指導要綱第3条の規定により、説明会を開催したので、第6条の規定により、関係図書を添えて報告します。

事業名		
事業区域	所在	足利市
	面積	m <sup>2</sup>
説明会	開催年月日	年 月 日
	場所	
	出席者の状況	近隣住民等 人 説明者 人

関係図書

- (1) 説明会の会議録
- (2) 説明会で配布した資料
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長その他当該許認可を行い、及び当該届出等の受理をする者が必要と認める書類